



「工事現場の
労災で下請け
の事業主の息

子がケガをした…労災保険の手
続きをして欲しい」との相談があ
りました。ここで問題になるの

が事業主の家族
の労働者性です。
労災保険は事業

主の指揮命令の下に使用従属的
な関係で賃金を貰って働く人=労
働者を保護するために、労基法を
加える目的で作られた保険で
すから、労働者に該当し
ない人は対象になりま

**労災保険が事業主の事故は
使えない!! その家族 要注意!**

特別加入という
救済制度があり
ますが事前加入

が条件です。この息子さんのケ-入、
元請業者に直接雇用されていれ
ば労働者と見なされOKになるの
ですが…。労働保険年度更新の
時期を迎えます。十分検
討する必要があります。



「3月から経審制度が
変わります!」という情
報が県のホームページ=HPに出してい
ます。何事か!?!とよく見ると…あ
げさな…。変更点は①経営状
況分析(Y点)を行う機関が、今ま

での情報管理セン
ターのみから登録
企業にも開放さ

れ15,900円の手数料も自由化②
経審の総合評点(P点)まで出すか
どうかは任意とし、出さない場合
は11,000円の県証紙代を600円値
引きする(1業種の時)。2業種以降
は2,500円から200円引いた2,300

**今回変わる様式ほかでも申請
経審・許可、ネットからは紙で…**

経審の申請をす
る者まで認める
…の5点です。

ちなみに県は許可申請について
も4月からA4版に変更の予定
ですが、県証紙代(更新は5万円)
については変
更しない模様
で一安心です。

